

奈良県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十七年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	指定年月日	
株式会社 今西工務	天理市檜垣町 一八二	生駒郡三郷町 立野南三一 一八	居宅介護 支援事業 所ピノキ オ	生駒郡三郷町 立野南三一 一八	平成二十七 年三月一日
社会福祉 法人正和 会	五條市大澤町 五―二五	認知症対 応型共同 生活介護 グループ ホームシ ヤルルま きの	認知症対応型共 同生活介護	五條市大澤町 五―二五	平成二十七 年四月一日
株式会社 今西工務	天理市檜垣町 一八二	居宅介護 支援事業 所ピノキ オ	居宅介護及び介 護予防通所介護	磯城郡田原本 町大字蔵堂四	平成二十七 年二月一日

店

里 夕
| 桧
の

一
| 二